

スポーツ博物館将来構想検討会議 審議のまとめ（案）

平成 30 年 12 月

目 次

はじめに	1
I. スポーツ博物館をめぐる現状と課題	2
II. スポーツ博物館の将来構想	3
(1) JSC がスポーツ博物館を設置する意義	3
(2) コンセプト	4
(3) 事業内容	5
① 収集・保存	5
② 調査研究	6
③ 展示	7
④ 教育普及	7
⑤ 交流	8
⑥ 図書室	9
(4) 設置エリア	10
(5) 面積の考え方	11
(6) 運営形態及び体制	11
(7) 名称	11
(8) 収入確保策	11
III. スポーツ博物館の再開館に向けた今後の計画	12
(別添) 参考資料	
・ 委員名簿	
・ 検討経過	
・ 基礎資料集	

スポーツ博物館将来構想検討会議 審議のまとめ（案）

はじめに

秩父宮記念スポーツ博物館（図書館機能を含む。以下「スポーツ博物館」という。）は、1959（昭和 34）年に国立競技場（1958（昭和 33）年竣工）内に併設して設置された。以来、スポーツに関する各種資料を収集・保存・研究・展示し、主としてスポーツの歴史と文化に対する理解と普及に努めてきた。しかし、国立競技場が竣工から 50 年以上経過し老朽化してきたため、2012（平成 24）年 6 月に秩父宮記念スポーツ博物館・図書館の在り方検討委員会が設置され、新しい国立競技場の将来構想とスポーツ博物館の整備が検討されていた。一方、時を同じくして 2013（平成 25）年 9 月、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、大会のメインスタジアムとして新国立競技場が整備されることとなった。

スポーツ博物館は、引き続き新国立競技場の中に整備する計画で 2014（平成 26）年 5 月から一時休館・移転したが、2015（平成 27）年 8 月に新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において整備計画が見直され、新国立競技場は「原則として競技機能に限定」し、さらに「スポーツ博物館等のスポーツ振興を目的とした施設は設置しない。」とされ、状況が変化してしまった。現在も引き続き休館し、所蔵資料の整理を進めており、原則として資料の閲覧・貸出は休止している。

このような状況の中、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）ではスポーツ博物館の今後の在り方について検討を行っていたところ、2018（平成 30）年度からの第 4 期中期目標でも、「秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、機能や役割など今後の在り方について、平成 30 年度中に結論を出し、その結果を踏まえて具体的な取組を進める」と記載されたこと、また、関係者からの早期の再開館への期待や資料の散逸を危惧する声があることを踏まえ、JSC はその検討をさらに加速するため、外部有識者等から広く意見を聞くことを目的に、JSC の下に本「スポーツ博物館将来構想検討会議」（以下「本会議」という。）が設置された。

本会議では、JSC がスポーツ博物館を設置する意義、コンセプト及び事業内容等の今後の在り方について検討することとして、8 月から 12 月にかけて 5 回の会議を開催し、スポーツ基本法等に掲げられたスポーツの多様な価値や意義、社会的な課題や政策目標との関連性に留意しつつ議論を重ねてきた。

本「審議のまとめ」は、本会議において出された意見を整理し、まとめたものであり、整理した課題や具体的な取組は、専門的な立場等からの率直な意見・提案である。JSC は、本「審議のまとめ」の趣旨を十分踏まえ、今後のスポーツ博物館の在り方について検討し、結論を出していただきたい。

I. スポーツ博物館をめぐる現状と課題

スポーツ博物館は、スポーツの宮様として親しまれた故秩父宮雍仁親王殿下のスポーツ界に対する御功績を記念するため、財団法人日本体育協会（現在の公益財団法人日本スポーツ協会）をはじめとする関係者の多大なる御尽力の下、1959（昭和 34）年に国立競技場内に設立された我が国唯一の総合スポーツ博物館である。管理運営は特殊法人国立競技場（現在の JSC）が行い、設立以来、約 60 年にわたり各種資料を収集・保存・研究・展示し、主としてスポーツの歴史と文化に対する理解と普及に努めてきた。新国立競技場の整備に合わせて、2014（平成 26）年 5 月には一時休館し、都内にある倉庫に移転して現在に至っている。

一時休館する前のスポーツ博物館には、常設展示室、秩父宮殿下御遺品室、特別展示室及び収蔵庫、図書館には閲覧室と書庫があり、全体で約 2,200 m²のスペースを有していた。

具体的な所蔵資料については、まず博物館資料として、秩父宮殿下関係資料のほか、1964（昭和 39）年に開催された東京オリンピックをはじめとする過去のオリンピック関係資料や、明治期から現代までの日本のスポーツ史に関する資料など約 6 万件を収蔵している。また図書館資料として、江戸後期や明治期・大正期の貴重書や、歴代オリンピック大会報告書、競技団体機関紙など約 16 万冊を有しており、関係者から寄贈・寄託された貴重な資料も数多く含まれている。

これらの資料を活用し、秩父宮殿下の御遺品や日本のスポーツ史に関する常設展を中心に企画展や巡回展を行い、またシンポジウムの開催や資料貸出なども行うとともに、スポーツに関する図書等を閲覧に供してきた。

このように、スポーツ博物館はこれまで収集・保存してきた貴重な資料を活用し、日本のスポーツの歴史や文化に関する情報を様々な形で発信し、スポーツの振興に貢献してきたが、一方で次のような課題もある。

まず、スポーツ博物館の管理運営に当たっては、限られた予算と人員体制であったため博物館に求められる専門性のある職員の配置が十分ではなかった。また、資料の収集や保管に当たって明確な方針がなく、体系的な収集・保管がなされていなかったため、受け入れに係る経緯や資料の位置付けが不明のまま保管されているものも少なからず存在している。さらに、展示においては資料に関する様々な情報を体系的に整理することが前提となるが、情報を整理できていないものが多数存在している。重複するが、これらは、スポーツ博物館の活動を支える専門人材の配置が十分でなかったことも一因であり、今後も博物館業務を適切に行うため、財源を含めて体制の整備は大きな課題である。さらに、我が国唯一の総合スポーツ博物館ではあるものの、スポーツ関係資料を所有する地方自治体、博物館、大学その他の関係機関とは、個別に資料の相互貸借や情報交換などでの協力にとどまっており、本来求められるべきネットワークのハブとしての役割は十分に果たされていなかった。

Ⅱ．スポーツ博物館の将来構想

(1) JSC がスポーツ博物館を設置する意義

スポーツは、心身ともに健やかな人間を育て、人々に大きな生きがいをもたらすなどの個人的な恩恵はもとより、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成、経済・地域の活性化や国際交流を通じた相互理解などの社会的な恩恵をももたらすなど、多様な価値を有している。

また、我が国のスポーツ基本法においても、スポーツは世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であることなどが謳われている。第2期スポーツ基本計画の中でも、国はこうした理念を踏まえ、国民がスポーツの価値を享受できるよう、スポーツの価値を全国各地に拡大するとともに、スポーツに関する資料の利活用を促進することとされている。加えて、ラグビーワールドカップ 2019 や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を成功させ、その後のレガシーとしてスポーツ文化を継承していくことも期待されている。

その一方で、近年、ドーピング、パワーハラスメント、暴力行為などの問題が表出しているが、このような問題の側面には、いわゆる勝利至上主義に象徴されるように、スポーツの価値の特定の面だけが強調されるあまり、スポーツの多様な価値が見失われている、あるいは十分理解されていないということがあると考えられる。

我が国において、スポーツの価値についての普及啓発や継承という役割が継続的に果たされることを担保するためには、①スポーツの価値の社会性、公共性を公平、公正に国民に伝えることは公的機関が担うべき役割であること、②JSC はスポーツの振興を目的とする唯一の独立行政法人であり、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業を国に代わって担う法人として、国の継続的な関与を受けながらも、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、民間企業等とも柔軟に連携協力することができる立場であること、③国立競技場内に設置されてから、長年にわたりスポーツ博物館を運営し多くの資料を収集・保存してきた経験を持っていることなどから、国の機関として JSC が引き続きスポーツ博物館を運営し、これまで積み上げてきた有形無形の資産を活用していくことが最も適切であると考えられる。

海外においても、例えばフランスやオーストラリアでも、国がスポーツに関する博物館を設置し、貴重な資料の保存、展示や教育普及を行っており、スポーツの歴史や文化の普及と継承に取り組んでいるところである。

また JSC は、スポーツの振興に多大な御功績のあった故秩父宮殿下にまつわる資料や、1964 年東京オリンピックをはじめ過去の国内外のオリンピック関係資料など貴重な資料群を所蔵しており、公的な機関として、これらの財産を後世に継承する役割を果たしていく責任がある。

博物館とは、資料の収集、保管、研究、展示や教育普及活動により、様々なテーマをわかりやすく伝え、また人々が思索し、交流するための施設である。よって、スポーツ博物館が現在保有している各種資料を活用し、展示や教育普及活動を通じてスポーツの多様な価値を分かりやすく伝えていくことにより、それらが正しく理解されることが期待される。その際、調査研究により各種資料の価値づけを行った上で、スポーツのもつストーリーや事象の背景を含めて体系的に訴えかけることが重要である。スポーツ博物館は日本で唯一の総合スポーツ博物館として、これまでに以上に博物館の機能を発揮することにより、スポーツを巡る課題や様々な社会課題を解決する糸口となることが期待される。

(2) コンセプト

本会議での検討を踏まえると、スポーツ博物館のコンセプトは下記のようなものとなる。

○「スポーツの多様な価値（力や可能性）を伝えるネットワークの拠点」

スポーツ博物館は、博物館の機能である資料の収集、保存、研究、展示、教育普及、交流などを通して、スポーツに関わる人だけでなく広く国民に対し、資料の背後にあるストーリーや事象を含めてわかりやすく発信し、スポーツの多様な価値を伝えるものであり、我が国のスポーツの振興を図り、もって「スポーツ立国」の実現に寄与しうるものである。

第2期スポーツ基本計画の基本方針にも述べられているように、スポーツには、現にこれまでもスポーツを通じて人生や社会を変えてきた“力”があり、また将来に向かって未来を創っていくことができる“可能性”がある。こうしたスポーツの多様な価値（力や可能性）への認識（知る、学ぶ、気づく等）が全国に広がることにより、国民が様々なかたちでスポーツに参画し、その結果、例えば第2期スポーツ基本計画に掲げられた政策目標の達成に寄与することが期待される。また、スポーツを通じてもたらされた具体的な成果は、健康な人々の増加による国民医療費の削減や各地方でのスポーツイベントへの集客による地域活性化、スポーツを通じた国際交流による相互理解への促進などの社会的な課題への貢献にもつながり、JSCのビジョン（コーポレート・メッセージ）にもあるように、スポーツの力で未来を育てていくことにもつながると考えられる。

スポーツ博物館は、このような機能を十分に果たすためにも、スポーツの多様な価値を自ら伝えるのみならず、スポーツ関係資料を所有する他の博物館・図書館、スポーツ関係団体（公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会・日本パラリンピック委員会、

各競技団体)、地方自治体、大学等学校、民間企業(以下「スポーツ関係博物館等」という。)との連携により効果的に情報を発信するため、関係者間のネットワークの構築に寄与し、その拠点としての役割を果たすことが必要である。また、日本のスポーツ発展の歴史を彩る貴重な資料群について、調査研究により資料の魅力を掘り起こし、展示等を通じて広く国民に伝えとともに、後世に継承していくことも必要である。なお、今後新たに収集する資料の保存・活用を推進するため、関係者との適切な役割分担の下、必要な連携・協力をしていくことが重要である。

(3) 事業内容

先に述べたように、上記のコンセプトを踏まえ、各事業を進めていく必要があるが、まずは資料の利活用の前提として資料の整理及び目録の十分な整備(データベース化も視野)を行うことが必要である。また、現実的に確保できる場所等の諸条件を勘案した上で、早期にコンセプトに沿う明確な方針を策定し、その下での資料の収集・保存、展示に加え、これまで必ずしも十分でなかった調査研究、教育普及、交流などにも積極的に取り組んでいく必要がある。

より多くの人々にスポーツの多様な価値を理解してもらうため、展示(常設、企画、協賛)、教育普及(アウトリーチ活動、教育プログラム提供、資料貸与等)、交流(情報交換や資料の相互貸借、人材交流、関係者への資料提供等)などの各事業を、人々の多様な関心やニーズ等に応じて適切に使い分け、提供することが必要である。さらに、海外との交流や比較の視点も積極的に取り入れることで、訪日外国人の関心を引くことや、インターネット等を通じた海外のスポーツ関係者からのアクセスにも適切に対応することが期待される。

なお、その実施に当たっては、スポーツの多様な価値を伝えるため、これまでの展示中心の「静的な」博物館ではなく、積極的に情報を発信していく「動的な」博物館を目指し、スポーツ関係博物館等との連携によるネットワークの構築を進め、様々なステークホルダーとの協働により事業を推進していくことを期待する。その際、財源確保や必要な体制が求められることから、限られたリソースにおいても適切に対応できるよう工夫するとともに、段階的な事業の実施・拡充に留意することが必要である。

① 収集・保存

博物館の資料収集・保存に当たっては、明確でしっかりとした収集方針と価値判断に基づいて取り組むことが重要である。しかし、これまでスポーツ博物館には明確な資料収集の方針がなく、受け入れた資料の一部が未整理のまま保存されているという課題があった。そのため、スポーツ博物館の新たなコンセプトに基づき、早期に具体的な方針を策定する必要がある。方針の策定に当たっては、専

門的な知見が必要となることから、関係する学会など外部専門家と連携して検討していくことが不可欠である。

その上で、まずは方針に沿って既存の資料を整理し、改めて価値づけを行うことが何よりも大切である。加えて、展示していきたいテーマを示すために必要となる資料を探索・調査することも必要である。とはいえ、実際には広大な収蔵スペースを確保することは困難であると考えられ、スポーツ博物館が多種多様な資料をすべて保有することは現実的ではない。このため、スポーツ関係博物館等としっかりとしたネットワークを確立し、資料の所在や保存状態の情報をデータ化することにより、情報共有しながら、必要に応じて相互に資料を利活用することが望ましい。

さらに、スポーツ博物館として広く国民全体にスポーツの多様な価値を伝えるために必要な資料を精選するとともに、方針に沿わない資料については、他機関への移管、譲渡等も検討し、スポーツ関係博物館等や JSC の各部署等とも適切に役割を分担しながら、貴重な資料を散逸させないよう連携・協力していくことが必要である。また、民間で所有している多種多様な資料のうち、国の財産として重要なスポーツ資料を滅失させない方策として、例えば、スポーツ博物館が重要なスポーツ資料を登録する制度を設けるというアイデアもあり、今後検討することも一案である。

なお、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する資料は、コンセプトに合致する範囲で一定程度の保存をすることが望ましい。加えて、これまで対応が遅れていた障がい者スポーツ、パラリンピックに関する資料についても国民の財産として、コンセプトに合致する範囲で今後は適切に収集していくことが必要である。

また、資料を長く後世に継承していくための劣化防止や修復に必要な仕組みの検討も必要である。資料のデジタルアーカイブ化についても重要な課題であるが、これについて取り組む場合は、実施するためには相当のコストを要する可能性もあることから、期待される効果と必要となるコストを総合的に検討し、優先順位を付けて取り組むことが望ましい。

② 調査研究

スポーツ博物館は、貴重な資料を多数所蔵しているが、調査研究として歴史的・社会的背景や個々のエピソードを踏まえたストーリーの構築が必ずしも十分でなかった。より明確にスポーツの多様な価値を伝えるためには、今後、所蔵資料の調査研究を深め、それらの価値を可視化できるように再構築していく作業が必要である。

そのためには、スポーツ博物館に調査研究の基盤となる常勤の学芸員を確保・

配置した上で、研究者と共同研究を行うなど外部専門家との協力体制の構築も不可欠である。調査研究を進めていく中では、時代を経て非常に多様な（わかりにくい）ものとなってきているスポーツの価値について、人々がより容易に、より深く理解し、考え、対話し、判断することができるよう、スポーツのストーリーや事象の背景を掘り起こしていくことも重要である。

なお、所蔵資料の調査研究に当たっては、まず展示等に活用する優先度の高い資料について「スポーツの多様な価値（力や可能性）を伝える」という観点から再度の価値づけを行い、その後、それ以外の資料についても着実に調査研究していくことが望ましい。

③ 展示

資料から見える「スポーツの多様な価値（力や可能性）」を具現化し、スポーツが社会に貢献してきた（又は今後しうる）価値を広く国民にしっかり伝えることが重要である。

その際、国民に伝えたいスポーツの価値が非常に多様である一方、利用できる面積や経費等のリソースが必ずしも十分に得られない場合も想定し、常設展示、企画展示（一定期間ごとに展示テーマを入れ替えるもの）、協賛展示（民間企業等とタイアップして基本的には民間企業のリソースにより、民間企業の発想やノウハウも活かした展示をしようとするもの）、巡回展（スポーツ関係博物館等との連携による全国各地での展示）及び他の博物館等との共催による展示等を、適切に使い分けることが必要である。また、例えば実際にモノに触れる展示やスポーツに関心のない層にも親しみやすいスポーツに関する映画やマンガ等の展示、VR（バーチャルリアリティ）等の最新技術を活用した参加体験型展示などによって、より「おもしろい」、「わかりやすい」ものを目指し、結果として「スポーツをしたくなる」、「また訪れたくなる」ような博物館となっていくことが望ましい。

なお、スポーツの多様な価値について、一度に全てを展示して詳細に示すためには広大なスペースが必要となると考えられることから、例えば常設展示ではスポーツの基本的な価値とその価値の幅広さを中心に扱い、より掘り下げた内容の展示については企画展として一定期間毎に展示替えすることも一案である。また、スポーツ関係博物館等との協働（巡回展や共催展示）及び収益・認知度の向上のためにも民間企業等の協賛による展示も積極的に検討し、実施することが望ましい。

④ 教育普及

博物館活動においては、展示のみならず教育普及も非常に重要である。「スポーツの多様な価値（力や可能性）」について人々が深く考える機会を提供するた

め、セミナー、シンポジウム、ワークショップを開催するほか、学校等の教育機関やスポーツ団体・チーム等に出向いてのアウトリーチ活動、講師派遣、ホームページ・SNS 等を通じての情報提供も含め、幅広く積極的に展開していくことが必要である。

ただし、スポーツ博物館が保有する施設のみならず、近隣のスポーツ施設等も積極的に活用するとともに、地方自治体や学校等の教育機関が実施する事業に対する資料の貸与や教育プログラムの提供等、他機関との事業協力も含め、全体として多種多様な教育・体験活動が展開されることが望ましい。その際、協働することが期待される組織等のニーズや状況も踏まえ、適切な役割分担の下に、連携協力して進めていくことも必要である。

また教育普及については、ボランティア（運営支援、インタープリター¹）や学生インターンシップ等を積極的に受け入れることが必要である。専門家の専門的な知識と一般の人々の間をつなぐ役割や館の運営に外部からの視点を導入する効果も期待したい。またこれらの取組が、この分野における人材育成を進めていくことにもつながるものと思われる。

なお、実施に当たっては、まずはこれまでもスポーツ博物館が実施してきたシンポジウムやワークショップの開催から始め、徐々に専門家の協力も得ながら、子ども・若者向けをはじめとした多様な人々への教育プログラムを開発・実施するなど、段階的に充実させていくことが望ましい。

⑤ 交流

現状、スポーツ関係博物館等の全国的なネットワークは存在しないが、第2期スポーツ基本計画でも「(国は) スポーツに関する多様な資料を保有する社会教育団体、スポーツ団体及び大学等は相互に連携し資料のアーカイブ化やネットワーク化を推進し、当該資料の利活用を促進する。」とされていることから、国及びスポーツ関係博物館等と連携し、多様なスポーツの価値を伝えることを目的とした横断的なネットワークを構築する必要がある。スポーツ関係博物館等のナショナルセンターとしての役割を担うことにより、資料分類や整理方法などに関する現場レベルでの情報交換や資料の相互貸借、人材交流などを活性化させ、国全体としてスポーツ資料のアーカイブが充実・強化されることを期待したい。また、自らが中心となるネットワークとは別のネットワークに積極的に参加することで、スポーツ博物館の存在を知ってもらうことも期待される。

また、博物館として直接行う展示とは異なるが、スポーツの多様な価値を示す上で有用な情報、例えば民間企業におけるスポーツ関係の最新の製品紹介等につ

¹ 博物館の展示について分かりやすく解説し伝える人のこと。

いて、館内のスペースを貸し出す形で実施すれば、多様な価値を示す手段とすることで意外な効果を生み出しうるのではないかと思われる。

なお、実施に当たっては、スポーツ関係博物館等のうちネットワークの構成団体となりうる機関の資料所有状況をあらかじめ調査し、役割分担を明確にするなどの準備を進める必要がある。その上で、まずはこれまでスポーツ博物館と連携・協力関係のあったスポーツ関係博物館等を中心にスタートし、少しずつネットワークを拡大していくことでナショナルセンターとしての役割を発揮し、情報交換や資料の相互貸借などを推進する拠点となることが望まれる。また、海外のスポーツ関係博物館との連携や国際的ネットワークに参加することも期待される。

⑥ 図書室

図書館資料には、博物館資料を調査するための研究用の資料としての役割と、各自の興味関心に応じて閲覧することによりスポーツを知る、学ぶための資料という側面があることから、専門家と一般の利用者のニーズの違いを踏まえることが重要である。

継続的にスポーツの多様な価値を掘り起こしていくためにも、博物館資料を調査するための研究用の資料として、図書館資料を保存し専門家の利用に供することが必要である。また、これらの機能をしっかりと果たしていくためにも専門性を持った司書を配置し、スポーツ関係団体などの関係者や専門家、報道機関等のためのレファレンスサービスを行う必要がある。一般利用者向けのサービスについても、所蔵資料を活用しつつ、スポーツに関する様々な情報に触れる場として、徐々に充実していくことが望ましい。

上記の事業内容別の主な具体的活動をまとめると、次表のとおりである。

表 事業内容別の主な具体的活動

事業内容	具体的な活動(●:優先的に実施、○:可能なものから順次実施・拡充)
収集・保存	●新たなコンセプトに基づく具体的な方針策定 ●スポーツ博物館として必要な資料の精選 ●2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する資料の一定程度の収集 ●障がい者スポーツ・パラリンピックに関する資料保存 ○スポーツ関係博物館等とのネットワーク確立、資料情報のデータ化 ○デジタルアーカイブ化の検討
調査研究 (価値づけ)	●所蔵資料の調査研究(展示等に活用する優先度の高い資料の価値づけ) ●外部専門家との協力体制の構築 ○所蔵資料の調査研究(優先度の高い資料以外の資料)
展示	●常設展示 ●企画展示(一定期間毎のより掘り下げた内容の展示) ○民間企業等の協賛による展示 ○他の博物館、自治体等との協働(共催事業や巡回展)

教育普及	●セミナー、シンポジウム、ワークショップ ●講師派遣 ●ホームページ、SNS 等を通じての情報提供 ●ボランティアや学生インターシップ等の受入 ○アウトリーチ活動 ○資料貸与、教育プログラム提供
交流	●スポーツ関係博物館等との横断的なネットワークの構築 (情報交換、資料の相互貸借、人材交流) ●構成団体となりうる機関の資料の所有状況調査 ●スポーツ資料を有する博物館等との役割分担整理 ○別ネットワークへの参加 ○海外のスポーツ関係博物館との連携、国際的ネットワークへの参加 ○民間企業への館内スペースの貸出
図書室	●専門家向けのレファレンスサービス ○一般利用者向けのサービス

(4) 設置エリア

本会議としては、JSC がスポーツ博物館を存置するのであれば、財政状況等も踏まえ、JSC が保有する土地・施設内に設置することが適切であることを前提に検討を進めた。その上で、人が集まりやすく、スポーツとの関わりが深い場所であることが望ましいということを考えると、候補としては「神宮外苑エリア」が有力であると考えられる。

同エリアは、明治神宮外苑競技場から始まる日本の近代スポーツの起源としての歴史を有しており、国立競技場、秩父宮ラグビー場、東京体育館、神宮球場等をはじめとする数多くの多種多様なスポーツ施設が集積する我が国におけるスポーツの一大拠点を形成している。また、同エリアは東京都が「スポーツクラスター」と魅力ある複合市街地の実現に向けてまちづくりを進めているエリアでもあり、「にぎわい溢れる緑豊かなスポーツの拠点」として、今後多くの人々が集まることが期待されるとともに、地域特性を生かした魅力的な文化とにぎわいの拠点（例えば、スポーツ施設と相互に関連し合い、魅力を向上させる文化等のにぎわい機能の導入など）とすることを目指すべき将来像のひとつとして掲げている²。加えて、日本青年館・日本スポーツ振興センタービルの隣に今後整備される公益財団法人日本スポーツ協会の資料室や公益財団法人日本オリンピック委員会のオリンピックミュージアムとの連携も重要であり、これらを総合的に勘案すると「神宮外苑エリア」が有力な候補と言える。

なお、博物館を機能的に運営していくためには、一般的に、資料の収集・保存、調査研究の機能と展示をはじめとした利活用の機能は一体で整備することが望ましい。仮に一つの場所に十分なスペースが確保できない場合でも、それぞれの機能を分けて配置する場合は、相互の連携に十分留意することが必要である。

² 「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」（2018（平成 30）年 11 月,東京都）

（５）面積の考え方

必要な面積を考えるためには、活用できる土地・建物等のリソースの状況を踏まえ、実施する事業規模、スポーツ関係博物館等との役割分担などが与件となる。現時点で、具体的な設置場所や事業内容が未定であることから、今後、設置場所を固め、それに応じて早期に必要な面積を検討する必要がある。

（６）運営形態及び体制

スポーツ博物館を JSC が運営していくこととした場合、JSC 内での役割や位置づけを明確にし、スポーツの多様な価値を伝えるうえで必要となる JSC 内の他部署との連携を図っていく必要がある。また、博物館として求められる機能を十分果たすためには、その中心となる専門性を持った職員が必要であることから、常勤の学芸員及び司書の配置を含め、しっかりとした体制を整えることが必要である。

加えて、独立行政法人である JSC のスポーツ博物館の公共性やこれまで培ってきた専門性を最大限に活かすとともに、スポーツ史や博物館の運営等に関する外部の専門家からなる有識者会議を設けるなどにより、専門的な助言を受けつつ活動を充実させていくことが必要である。

なお、公共性や社会的ニーズを踏まえつつ、資料の調査研究や展示の企画方針など大枠の部分は JSC が直接関与し、展示の制作や実施、広報や情報発信、施設管理などに民間企業のノウハウを活用することにより、これまで以上に自由度や効率性を高めた事業を展開することを考え、専門的な業務を除き民間企業への業務委託を検討すべきである。

（７）名称

我が国のスポーツ振興に御尽力された故秩父宮殿下の御事績を記念して設置された経緯や、約 60 年間の歴史との継続性を考慮し、「秩父宮記念」の名称は引き続き維持することを基本とするべきである。

（８）収入確保策

入館者を増やしていくために、国内外の幅広い層の方に来ていただける博物館を目指し、休館前の入館者数を上回るような目標を立てて取り組むことが必要である。そのためにも、学校等の教育機関や地域の関係団体、民間企業等との連携を強化し、広報についても戦略的に実施することが望ましい。

また、施設等の様々な形での有効活用や積極的な民間企業とのタイアップ（館内外での共催事業等）、オフィシャルスポンサーシップの導入などによる民間企業等からの寄付金やクラウドファンディング、外部資金の獲得、会員制度の充実など、他の博物館での取組も参考にしながら、入館料収入以外の収入確保について積極的

に検討していく必要がある。

Ⅲ. スポーツ博物館の再開館に向けた今後の計画

本会議としては、今後の JSC における将来構想の検討と国への提案に当たって、これまで以上に様々な機能を充実させていくことを希望しつつ、国も我が国のスポーツ振興におけるスポーツ博物館の重要性を十分認識して必要な支援を行うことを強く期待する。同時に、国の厳しい財政状況の中、スポーツ分野における他の重要政策との関係も考慮し、まずは基本的・根幹的機能を果たせる施設・体制を確保した上で、段階的に充実拡張していくことを期待する。

本会議としては、再開館について、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が終了後の、なるべく早い時期となることを期待するが、現段階では設置場所や面積など不確定要素が多いため、様々な準備を段階的に計画立てて進めるべく、国と連携しながら早期に明確なロードマップを作成し、いつまでに何を達成するか具体化して進めていただきたい。

(段階的な整備のイメージは、別紙のとおり)

再開館を見通した今後の計画（段階的整備のイメージ）（案）

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会終了後、できる限り早期に再開館することを目標に、段階的に整備を進める。

		第1フェーズ （将来構想の検討・資料整理期）	第2フェーズ （将来構想の具体化・基盤形成期）	第3フェーズ （再開館に向けた準備期）	第4フェーズ （再開館・本格稼働期）
全体	計画の策定	◎スポーツ博物館将来構想の策定 （将来構想検討会「審議のまとめ」を受けて作成）	◎将来構想を踏まえた基本計画の策定	◎将来構想を踏まえた実施計画の策定 ◎展示公開に向けた具体策検討	◎新しいスポーツ博物館の再開館
	運営体制	◎運営・人員体制の検討	◎人員確保、人材育成	◎運営形態の検討	
	再開館に向けた工事等	◎設置場所の決定	◎基本設計・実施設計	◎工事	◎竣工
学術事業	既存資料整理	◎所蔵資料の整理 （目録整備、所有権確認など）	◎目録データの精緻化		
	収集・保存	◎学会との連携による方針策定	◎新たに必要となる資料の受入れ・整理		
	調査研究	◎資料価値体系化（優先するもの） ＜研究者を交えたワーキンググループ＞	◎資料価値体系化（非優先のもの） ＜研究者を交えたワーキンググループ＞	◎調査研究を踏まえた展示公開等の企画立案	◎調査研究成果の活用
普及活用事業	展示公開	◎（自館での）展示公開の休止		◎（自館での）展示公開の準備	◎（自館での）展示公開の開始
			◎他館等との連携による展示・公開		
		◎秩父宮殿下御遺品室（仮称）の展示工事	◎秩父宮殿下御遺品室（仮称）の限定公開	◎秩父宮殿下御遺品室（仮称）の全面公開	
	教育普及		◎教育普及プログラムの内容検討	◎教育普及プログラムの一部試行・見直し	◎教育普及プログラムの実施
	交流	◎ネットワークの構築に向けた各機関の資料収集状況調査	◎ネットワークの構築に向けた準備	◎ネットワークの構築・本格始動	◎ネットワークの充実

※各項目の内容は、各フェーズ間の前後に重なる部分があると考えられる。

※広報等については、各フェーズにおける整備の進捗に応じて適切に対応する。

別添

参考資料

独立行政法人日本スポーツ振興センター
スポーツ博物館将来構想検討会議 委員

(五十音順・敬称略)

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| いずみ まさふみ
泉 正文 | 公益財団法人日本スポーツ協会 副会長 兼 専務理事 |
| いのうえ よういち
○ 井上 洋一 | 独立行政法人国立文化財機構 東京国立博物館 副館長 |
| くろかわ みつたか
◎ 黒川 光隆 | 特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会 理事長 |
| さなだ ひさし
真田 久 | 筑波大学 体育系 教授 |
| てらさわ まさなお
寺澤 正直 | 独立行政法人国立公文書館 上席公文書専門官 |
| まえだ ひろし
前田 博 | 西村あさひ法律事務所 弁護士 |
| やました はるこ
山下 治子 | 雑誌「ミュゼ」 編集長 |
| らいた きょうこ
來田 享子 | 中京大学大学院体育学研究科 研究科長 |

(8名)

◎ 座長 ○ 座長代理

<オブザーバー>

スポーツ庁

公益財団法人日本オリンピック委員会

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 日本パラリンピック委員会

(3団体)

<検討経過>

第1回 (平成30年8月1日)

- ・座長互選
- ・本検討会議の目的・役割等について
- ・スポーツ博物館・図書館の概要について
- ・今後のスポーツ博物館について
(設置する意義、コンセプト、事業イメージ)

第2回 (平成30年8月31日)

- ・綾瀬倉庫の施設見学
- ・スポーツ3団体からのヒアリング
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会・日本パラリンピック委員会
- ・今後のスポーツ博物館について
(設置エリア、資料収集の基本的な考え方と所蔵資料の整理、
面積の考え方、運営形態、名称の考え方)
- ・本検討会議の「審議のまとめ」骨子(案)について

第3回 (平成30年10月5日)

- ・ヒアリング
独立行政法人国立文化財機構 東京国立博物館
- ・今後のスポーツ博物館について
(収入確保策、開館を見通した具体的な年次計画)
- ・本検討会議の「審議のまとめ」骨子(案)について

第4回 (平成30年10月24日)

- ・ヒアリング
法政大学教授 山本浩氏
- ・本検討会議の「審議のまとめ」素案(案)について

第5回 (平成30年12月13日)

- ・本検討会議の「審議のまとめ」(案)について

＜基礎資料集＞

- (1) スポーツ博物館の沿革
- (2) スポーツ博物館に関する法令等の位置付け
- (3) 国立競技場に設置されたスポーツ博物館の概要
- (4) 綾瀬倉庫移転後のスポーツ博物館の概要
- (5) 収蔵品及び蔵書
- (6) 主な博物館資料及び図書館資料

(1) スポーツ博物館の沿革

日付			内容
1953年	昭和28年	-	秩父宮雍仁親王殿下のスポーツ界に対するご功績を記念してスポーツ記念館を建設するための募金運動開始 国立競技場建設計画に組み込まれたことで建設計画が具体化
1958年	昭和33年	4月	国立競技場開設(特殊法人国立競技場が運営)
		7月	財団法人日本体育協会、財団法人秩父宮記念会、文部省及び国立競技場関係者によって「秩父宮記念体育博物館開設実行委員会」が設置され準備が進められる
1959年	昭和34年	1月	国立競技場内に「秩父宮記念スポーツ博物館」開館(図書館も併設)
		4月	文部省から博物館法第29条の規定に基づく博物館に相当する施設の指定を受ける
1964年	昭和39年	10月	東京オリンピック開催 東京オリンピックに関するスポーツ展覧会や巡回展が各地で行われる
1986年	昭和61年	3月	特殊法人日本体育・学校健康センター設立。国立競技場の事業が承継される
2001年	平成13年	12月	独立行政法人日本スポーツ振興センター設立。特殊法人日本体育・学校健康センターの事業が承継される
2012年 2013年	平成24年 平成25年	平成24年 6月	JSCが「秩父宮記念スポーツ博物館・図書館の在り方検討委員会」を設置 平成24年1月 JSCが「新国立競技場将来構想有識者会議」を設置
		平成24年 11月	「新秩父宮記念スポーツ博物館・図書館(仮称)基本構想」策定 (秩父宮記念スポーツ博物館・図書館の在り方検討委員会) 従来のスポーツの歴史資料等の収集・保存・公開にとどまらず、「スポーツ基本法」の理念を踏まえながら、生涯学習・総合学習・体験学習等の教育普及面に重点を置いた機能を付加させるなど、広く国民から親しまれる社会教育施設としての機能を持たせて開設する必要がある。 平成24年7月 第2回「新国立競技場将来構想有識者会議」にて、博物館、図書館が整備される方針が決定された スポーツ振興機能 スポーツのすばらしさを伝えるスポーツ博物館、図書館棟を整備する 平成25年11月 「基本設計条件」 新国立競技場がスポーツ、文化の拠点として機能するため、スポーツの素晴らしさを伝える秩父宮スポーツ博物館と図書館、また、地域住民に開放するトレーニングセンターを併設する。 平成26年5月 「基本設計」 商業文化施設 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館、地域住民も利用可能なトレーニングセンターを併設。スポーツ文化の普及に寄与する。
2014年	平成26年	5月	新国立競技場整備のため休館 綾瀬倉庫へ移転

日付			内容
2014年	平成26年	6月	綾瀬倉庫への移転完了(倉庫借用期間は平成26年4月から平成32年3月)
2015年	平成27年	3月	「新秩父宮記念スポーツ博物館・図書館(仮称)展示基本設計」取りまとめ
		4月	スポーツミュージアム連携・啓発事業実行委員会をJSCが中核館となって組織し、文化庁補助事業「地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業」を実施。秩父宮記念スポーツ博物館巡回展等を行った。(平成27年度～平成29年度)
		7月	新国立競技場整備計画が白紙撤回となる
		8月	「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」により「新国立競技場整備計画」策定 新国立競技場の性能(スペック) ○ 新国立競技場の施設については、原則として競技機能に限定するとともに、諸施設の水準を大会のメインスタジアムとして適切に設定するため、性能(スペック)は以下のとおりとするホスピタリティ機能及び管理施設・駐車場機能については、大会運営に必要な機能を確保する。<u>スポーツ博物館等のスポーツ振興を目的とした施設は設置しない。</u> ※JSCが所蔵する秩父宮雍仁親王殿下の御遺品について最終的な保存場所をJSCは早急に検討し、決定すること。
		9月	「新国立競技場整備事業 業務要求水準書」 「秩父宮記念スポーツ博物館・図書館」に収蔵・展示していた秩父宮雍仁親王殿下の御遺品(スポーツ用品、書籍など)については、「各室性能表」に基づき、収蔵・展示スペースを整備する」 ※展示室:75㎡、収蔵庫25㎡ 合計100㎡
2017年	平成29年	6月	JSCが法人内に「スポーツ博物館・図書館在り方検討プロジェクト」を設置 スポーツに関する日本で唯一の独立行政法人として、かつ、オリンピック・パラリンピックを開催した国の責務として、オリンピック・パラリンピックの資料を含むスポーツ博物館が所蔵する貴重な資料は国際的な視点から見ても価値があり、ゼロベースで考えたとしても、スポーツ博物館の事業を無くすべきではない。
		11月	秩父宮記念スポーツ博物館・図書館のコンセプト設計に向けアドバイザーから助言を受ける ・国の唯一のスポーツミュージアムとして、国のスポーツの歴史に係るレガシーを保有し、国際的な発信を行うことは大事である。 ・「日本のスポーツの歴史」「日本で開催された国際大会およびオリンピック関係資料」のテーマとするのが良い。 ・ネットワークを作って、今まで持っていなかったものも含めて、どこになにがあるかデータベースとして把握しておくことが重要。 ・資料の所在情報を把握し、レファレンスで対応できるのであれば他館と連携しながら分散管理するのもよい。
2018年	平成30年		「スポーツ博物館将来構想検討会議」設置

(2) スポーツ博物館に関する法令等の位置付け

独立行政法人通則法 (抄)

(目的等)

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

スポーツ基本法 (抄)

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日 文部科学省）(抄)

第二章 中期的なスポーツ政策の基本方針

1 スポーツで「人生」が変わる！

(2) スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでみんながスポーツの価値を享受できる。

スポーツへの関わり方としては、スポーツを「する」ことだけでなく「みる」「ささえる」ことも含まれる。スポーツを「みる」ことで、極限を追求するアスリートの姿に感動し、人生に活力が得られる。家族や友人等が一生懸命応援することでスポーツを「する」人の力になることができる。スポーツを「ささえる」ことで、多くの人々が交わり共感し合うことにより、社会の絆が強くなっていく。例えば「みる」ことがきっかけで「する」「ささえる」ことを始めたり、「ささえる」ことで「する」ことのすばらしさを再認識したりすることもある。また、スタジアムやアリーナで多くの人々がトップアスリートの姿を間近に見ることでスポーツの価値を実感することができる。スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで全ての人々がスポーツに関わり、その価値が高まっていく。(※スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことの基盤として、書物、映画など様々なメディアを通じて「知る」ことも重要である。)

→ スポーツを日常生活に位置付けることで、スポーツの力により人生を楽しく健康で生き生きとしたものにすることができる。

第三章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

(3) スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献

コ 国は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、東京都、JOC 及び JPC と連携を図りつつ、スポーツやオリンピック、パラリンピックの意義を普及啓発するオリンピック・パラリンピック教育等によりオリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進し、スポーツの価値を全国各地に拡大する。併せて、スポーツに関する多様な資料を保有する社会教育団体、スポーツ団体及び大学等は相互に連携し、資料のアーカイブ化やネットワーク化を推進し、当該資料の利活用を促進する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（抄）

（センターの目的）

第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園又は専修学校（高等課程に係るものに限る。）（第十五条第一項第八号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 その設置するスポーツ施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用してスポーツの振興のため必要な業務を行うこと。

（二～七 略）

八 スポーツ及び学校安全（学校（学校教育法第一条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三十条において「幼保連携型認定こども園」という。）及び学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）における安全教育及び安全管理をいう。）その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。

九 前号に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他普及の事業を行うこと。

独立行政法人日本スポーツ振興センター 業務方法書（抄）

第2章 スポーツ施設の運営及びスポーツの振興のため必要な業務

（スポーツ施設及び附属施設）

第3条 センターは、センター法第15条第1項第1号に規定するスポーツ施設及び附属施設として、次に掲げるものを設置する。

(1) 国立競技場

国立霞ヶ丘競技場

ア 陸上競技場（通称：国立競技場）

イ ラグビー場（通称：秩父宮ラグビー場）

ウ テニス場

エ 体育館

- オ 室内水泳場
- カ トレーニングセンター
- キ スポーツ博物館(通称：秩父宮記念スポーツ博物館)

ク アからキに掲げる施設に附属する施設
国立代々木競技場

ケ 第一体育館(通称：代々木第一体育館)

コ 第二体育館(通称：代々木第二体育館)

サ 室内水泳場

シ ケからサに掲げる施設に附属する施設

2 センターは、その設置するスポーツ施設及び附属施設(以下「施設」という。)を常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じて適切かつ効率的に運営しなければならない。

(施設の利用)

第4条 センターは、施設をスポーツ団体等の利用に供するものとする。

2 センターが施設をスポーツ団体等の利用に供する場合には、別に定める規程により、適正な対価を徴収するものとする。

第1期 中期目標（平成15～19年度）

1. スポーツ施設の運営・提供

設置するスポーツ施設を、利用する競技者や観客等に快適かつ安全に提供することは、スポーツの振興を図っていくうえでセンターが担う重要な役割である。スポーツ施設を高水準の施設として維持するため、センターが長年蓄積してきたスポーツターフ等の維持管理に関するノウハウを生かし、良好な状態での施設の運営に努める必要がある。

(2) センターの設置するスポーツ施設の有効かつ効率的な活用を図るため、センターの各施設のネットワーク化により各施設の利用状況等の総合案内情報等を提供し、スポーツ施設利用者の利便性の向上を図る。

5. スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等

(1) これまでの国際大会などの開催実績から得られたノウハウを活用し、スポーツターフの維持管理等の情報の提供を行うことなど、地域のスポーツ施設の環境整備などを支援する。

第2期 中期目標（平成20～24年度）

1. スポーツ施設の運営・提供

設置するスポーツ施設を、利用する競技者や観客等に快適かつ安全に提供することは、スポーツの振興を図っていくうえでセンターが担う重要な役割である。スポーツ施設を高水準の施設として維持するため、センターが長年蓄積してきたスポーツターフ等の維持管理に関するノウハウを生かし、良好な状態での施設の運営に努める必要がある。

(2) センターの設置するスポーツ施設の有効かつ効率的な活用を図るため、ホームページを活用することにより各施設の利用状況等の総合案内情報等を提供し、スポーツ施設利用者の利便性の向上を図る。

5. スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等

(2) これまでの国際大会などの開催実績から得られたノウハウを活用し、スポーツターフの維持管理等の情報の提供を行うことなど、地域のスポーツ施設の環境整備などを支援する。

第3期 中期目標（平成25～29年度）

6. スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供等

(3) これまでの国際大会などの開催実績から得られたノウハウ等を活用し、スポーツターフの維持管理等

の情報の提供を行うことにより地域のスポーツ施設の環境整備などを支援する。また、国際競技力の向上に係るスポーツ医・科学の研究・支援活動の成果をスポーツ事故・外傷・障害等の防止等に活用し、人々の日常のスポーツ活動に広く還元する。

第4期 中期目標（平成30～34年度）

1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等

保有するスポーツ施設において、スポーツを「する」「みる」「ささえる」場を提供し、スポーツの振興を図るためには、JSCが長年蓄積してきたノウハウを活用した管理運営を行うとともに、施設利用者が安心して使用でき、満足度の高いサービスを提供する必要があることから、施設利用者のニーズを的確に把握し、それに基づいた管理運営や改善に取り組むこととする。また、新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、政府方針等に基づきながら、適切に対応していくことが必要である。

<具体的な取組>

- ・秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、機能や役割など今後の在り方について、平成30年度中に結論を出し、その結果を踏まえて具体的な取組を進める。

第4期 中期計画（平成30～34年度）

1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項

JSCは、保有するスポーツ施設の活用により、国民がスポーツに参画する機会をより多く提供できるよう、JSCが長年蓄積してきたノウハウや経験を活用した効率的な管理運営を行うとともに、施設利用者に応じた調査を行うことにより、施設利用者のニーズを的確に捉えた安心感や満足度の高いサービスを提供する。さらに、新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、「新国立競技場の整備計画」（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づく「大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム」による検討結果等を踏まえた適切な対応を行う。

（1～4 略）

- （5）秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、機能や役割など今後の在り方について平成30年度中に検討し、結論を出すとともに、検討結果を踏まえて具体的な取組を進める。

平成30年度 年度計画

1 スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項

JSCは、保有するスポーツ施設の活用により、国民がスポーツに参画する機会をより多く提供できるよう、JSCが長年蓄積してきたノウハウや経験を活用した効率的な管理運営を行うとともに、施設利用者に応じた調査を行うことにより、施設利用者のニーズを的確に捉えた、安心感や満足度の高いサービスを提供する。さらに、新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、「新国立競技場の整備計画」（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づく「大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム」による検討結果等を踏まえた適切な対応を行う。

（1～4 略）

- （5）秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、以下の取組により、機能や役割など今後の在り方について検討及び所蔵資料等の整理を行う。

- ① 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、法人内のプロジェクトチーム及び外部のアドバイザーによる検討内容を踏まえ、平成30年度中に機能や役割など今後の在り方について検討を行い、具体的な取組を進める。
- ② 秩父宮記念スポーツ博物館が所蔵する資料を適正に管理するとともに、寄託資料について管理台帳を基に所有権の確認を行う。 すべての寄託資料のうち 50%以上
- ③ 図書館が所蔵する図書・雑誌のうち、これまでデータリスト化されていない資料については、適正に管理するため、データリスト化を進める。 データリスト化されていない図書・雑誌のうち 50%以上

(3) 国立競技場に設置された秩父宮記念スポーツ博物館の概要

開 館：昭和34（1959）年1月～平成26（2014）年5月

場 所：国立競技場内

規 模：2,169 m²

	博物館		図書館		事務所	合計
	展示室	収蔵庫	閲覧室	書庫		
面積 (m ²)	935	728	182	203	121	2,169
割合	43%	34%	8%	9%	6%	100%

累計来場者：800万人(昭和34年～平成26年)

直近の平均入場者数：年約12,000人(平成20～25年)

※H25.9のオリパラ開催決定後入場者急増

職員数：9名(うち学芸員2名)※平成25年

博物館法上の資格：博物館相当施設

開館時間：9:30～16:30(入館受付16:00まで)

休館日：博物館は第2・第4火曜日 年末年始、他に2週間

図書館は土・日・祝日 年末年始、他に2週間

入館料：一般300円 高校生以下100円

団体(20名以上)一般200円 高校生以下50円

図書館は入館無料

主な収蔵品・蔵書

(博物館) 約6万件

- ・秩父宮雍仁親王殿下関係資料、オリンピック関係資料、日本のスポーツ史(明治期～現代)

(図書館) 約16万冊

- ・江戸後期、明治期大正期の貴重書
- ・歴代オリンピック大会報告書、競技団体機関紙など

主な展覧会や活動

(常設展に加え企画展を実施)

- ・スポーツと映像
- ・全国スポーツ写真コンクール展
- ・SAYONARA 国立競技場展

(シンポジウム)

- ・「スポーツ文化調査研究協力事業」(シンポジウム2009年2月7日、雑誌発刊)

(イベント)

- ・国立競技場スタジアムツアー

(4) 綾瀬倉庫移転後の概要

開 館：平成 26（2014）年 6 月～現在

（契約期限）平成 32 年 3 月

場 所：足立区綾瀬

規 模：1712 m²

	博物館		図書館		事務所	合計
	展示室	収蔵庫	閲覧室	書庫		
面積 (m ²)	0	1025	130	427	130	1712
割合	0%	60%	8%	25%	8%	100%

職員数：7 名（うち学芸員 2 名、司書 1 名）※平成 30 年

足立区綾瀬の倉庫を借り上げて、平成 26 年 6 月に博物館及び図書館資料を移転した。展示機能は持たず、収蔵機能に特化し、再開館に向けて資料の整理を実施している。展示公開に関しては、文化庁の補助事業（平成 27 年度～29 年度）を活用した巡回展の実施や、貸出による他館等への協力を行った。
また、図書館については、平成 26 年 9 月から事前予約の上、閲覧・複写サービスを実施してきた。
※平成 30 年度から貸出、閲覧サービスは休止

主な収蔵品・蔵書

（博物館）約 6 万件

秩父宮殿下関係資料、オリンピック関係資料、日本のスポーツ史（明治期～現代）

（図書館）約 16 万冊

江戸後期、明治期大正期の貴重書、歴代オリンピック大会報告書、競技団体機関紙など

主な展覧会や活動

（巡回展）

・2020 年オリンピック・パラリンピックがやってくる（文化庁補助事業）

平成 27 年度～29 年度 10 か所 合計来場者数 約 65,000 人

※三重県総合博物館、岩手県立博物館、東北歴史博物館等

（シンポジウム）

・「これからのスポーツ博物館のあり方について」（文化庁補助事業 2015 年 10 月 10 日）

（資料貸出）

平成 26 年度～平成 29 年度 60 件 約 900 点 年平均 225 点

※長崎国体、警察博物館、わかやまスポーツ伝承館

江戸東京博物館、北海道博物館、立山博物館、早稲田大学等

（図書閲覧等サービス）

平成 26 年度～平成 29 年度

利用者数 約 100 人 年平均 25 人

利用冊数 約 2,500 冊 年平均 600 冊

レファレンス回答数 約 300 回 年平均 75 回

（資料整理）

データリスト化など既存資料の整理の実施

(5) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館 収蔵品および蔵書

平成30年7月現在

1. 博物館

収蔵品件数 ※1

(件)

寄贈	寄託	購入	その他	総数
45,114	2,376	389	10,749※2	58,628

※1 4台帳登録上の重複と一括資料の詳細を精査し、更新した件数

※2 受入不明で調査中の件数

※3 平成29年6月以降に返還した件数

寄託品返還件数 ※3

返還	(件)
256	

収蔵品内訳 ※4

(件)

秩父宮雍仁親王殿下 関係資料	オリンピック関係資料	日本のスポーツ史 (明治期～現代)関連資料
92	10,543	47,993

資料種別

種別	資料例
大型のため、 収蔵棚外に平置きで保管	用具
	体操用具(明治期)、スキー板、バット、ボート・オール、リュージュ、鞍馬、ボール、武具
	模型
	明治神宮外苑競技場、国立競技場、国立代々木競技場
	彫刻
	秩父宮殿下胸像、ラグビー群像、国立競技場マンホール
箱に収めて、 収蔵棚で保管	絵画
	1936年ベルリンオリンピック芸術競技 銀メダル 絵画
	写真(大型額)
	秩父宮殿下御写真
	機器
	国立競技場 電光掲示板照明、陸上競技記録タイプライター
	メダル類
	オリンピック日本初獲得メダル(熊谷一弥)、日本初金メダル(織田幹雄)、友情のメダル(大江季雄)
	優勝カップ・トロフィー
	秩父宮杯(スキー)、全米水上選手権 優勝トロフィー
	旗
	秩父宮殿下下賜 日本選手団初代日の丸、全国高校サッカー 優勝旗
	賞状
	織田幹雄・古橋廣之進など世界記録証
	衣類
	プレザー、競技ウェア、トレーニングウェア、シューズ、蹴鞠・流鏑馬装束
	ポスター
	オリンピックポスター、国体ポスター、明治神宮外苑競技大会、極東競技大会、アジア競技大会
	文書資料
	1964年東京オリンピック 組織委員会等文書資料

2. 図書館

図書 件数 ※5

(冊)

図書	雑誌	総数
40,000	125,000	165,000

※5 平成29年6月以降、件数の更新はなし

主な貴重書

年代	書名、巻次、叢書名	著者名	出版年
江戸	当世相撲金剛伝	立川馬作、歌川豊国画	1844[天保15]
明治	体操書 全5巻+附録	ベルギユ著 石橋好一譯	1874
明治	繪本体操圖		1878?[明治10年?]
明治	Outdoor Games	F.W. Strange	1883
明治	西洋戶外遊戯法	下村泰大編	1885.3
明治	文武叢誌 合冊: 第1-10号		1893.11-1894.8
明治	内外遊戯全書 全15編	遠山熙著、稲田實著(ほか)	1899-1900
大正	萬国體育競技會概況 偕行社記事 第461號附録	椎川龜五郎編輯	1913

(6) 主な博物館資料及び図書資料

1. 主な博物館資料

秩父宮殿下関係資料	オリンピック関係資料	日本のスポーツ史資料 (明治～現代)	総数
92件	10,543件	47,993件	58,628件



名称	資料名
秩父宮雍仁親王殿下関係資料	シングルスカル・オール 登山道具(登山靴、ピッケル、ザイル) 御下賜日章旗
オリンピック関係資料	近代オリンピック資料 ・大会ポスター、入賞メダル、参加メダル、記録証など 1964年東京大会、1972年札幌大会、1998年長野大会資料 ・聖火トーチ・保存灯、デレゲーションユニフォーム、賞状、メダルなど
日本のスポーツ史資料	スポーツ用具 ・ユニフォーム、スパイク(三島弥彦)、バッド、ミット、ボール(平沼コレクション) 国内競技大会資料(明治神宮競技大会・国民体育大会など) ・ポスター、メダル、バッジなど

2. 主な図書館資料

図書	雑誌	総数
40,000冊	125,000冊	165,000冊



『当世相撲金剛伝』ほか



『戸外遊戯法』



『Outdoor Games』



『内外遊戯全書』



『アサヒスポーツ』



『ローンテニス』

主な貴重書

名称	著者	出版年
『当世相撲金剛伝』	立川焉馬 作 歌川豊国 画	1844(江戸・天保15)年
『體操書』	ヴェルギユ 著 石橋好一 訳	1874(明治7)年
『ローンテニス』1巻1号－18巻10号』	ローンテニス社 出版	1925.4-1953.10(大正14.4-昭和28.10)年
『戸外遊戯法：一名・戸外運動法』	坪井玄道, 田中盛業 編	1885(明治18)年
『Outdoor Games』	F.W. Strange 著	1883年(明治15)年
『内外遊戯全書』全15編	遠山熙 著、稲田實 著 ほか	1899-1900(明治32-33)年
『アサヒ・スポーツ』1巻1号－21巻11号	朝日新聞社 出版	1923.3-1943.6(大正12.3-昭和18.6)年